

		前文	1 目的	2 期間	3 サブ計画	4 サブ内容	5 サブ申請援助	6 サブ提供記録	7 料金	8 契約終了	9 退所時援助	10 秘密保持	11 賠償責任	12 連絡義務	13 相手苦情対応	14 本契約に定めのない事項	15 裁判管轄	その他独自項目	
7		◎	◎	◎	◎	◎ 身体拘束の具 体例の中に「居 室の外鍵かけ をかける」、「向 精神薬の過度の 使用」の過 明記なし	◎	◎ 「営業 時間内にその 事業所にて」	◎	◎	○ 3項◎と して「被 保険者 資格喪 失」時に 契約終 了とな る旨明 記	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	なし
8		◎	◎	○ 2項旧書 として 旧措置 入所者 への配 慮	◎	◎	◎	◎	◎	○ 3項に旧 措置入 所者に 対する 配慮	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	なし

9	前文	○ 「事業者」 → 「園」	1 目的	◎	2 期間	(4条として) ○ 3項に旧措置入所者に対する配慮	3 サービス計画	(5条として) △ 「介護支援専門員」 → 「担当職員」。3号に「利用者及び身元引受人に説明し承認を得る」と明記。	4 サービス内容	(6条として) △ 2項「契約書別紙」 → 「需要説明書」	5 サービス申請援助	(7条として) ◎	6 サービス提供記録	(8条として) △ 1項「契約終了後3年保管」。	7 料金	(12条として) △ 4項に「身元引受人の文言」。	8 契約終了	(14条、15条として) × 15条2項(5)に「伝染病に罹患した場合契約終了となる旨明記」。	9 退所時援助	(17条として) ◎	10 秘密保持	(21条として) ◎	11 賠償責任	(18条として) △ 但書で「なお、天災等による事業者側の免責事由あり」	12 連絡義務	(22条として) △ 「なお、火災等の場合も同様に連絡し、必要な措置を行う」の文言あり。	13 相談苦情対応	(20条として) ◎	14 本契約に定める事項	(24条として) △ 2項後段に「またこの契約の各条項の解釈についても同様にする」とする」と明記	15 裁判管轄	(25条として) ◎	その他独自条項	・2条「施設管理運営条項」、3条「遵守義務条項」、9条「身元引受人条項」、10条「身元引受人の連絡条項」、11条「身元引受人の変更条項」、13条「費用改定条項」、16条「財産引受条項」 19条「原状回復条項」、23条「災害関係条項」
---	----	---------------	------	---	------	------------------------------	----------	--	----------	----------------------------------	------------	--------------	------------	-----------------------------	------	------------------------------	--------	--	---------	---------------	---------	---------------	---------	---	---------	---	-----------	---------------	--------------	---	---------	---------------	---------	---

前文	◎																その他 独自 項目	
12	◎																	
13	◎																	
14	◎																	◎
15	◎																	◎
16	◎																	◎
17	◎																	◎
18	◎																	◎
19	◎																	◎
20	◎																	◎
21	◎																	◎
22	◎																	◎
23	◎																	◎
24	◎																	◎
25	◎																	◎
26	◎																	◎
27	◎																	◎
28	◎																	◎
29	◎																	◎
30	◎																	◎
31	◎																	◎
32	◎																	◎
33	◎																	◎
34	◎																	◎
35	◎																	◎
36	◎																	◎
37	◎																	◎
38	◎																	◎
39	◎																	◎
40	◎																	◎
41	◎																	◎
42	◎																	◎
43	◎																	◎
44	◎																	◎
45	◎																	◎
46	◎																	◎
47	◎																	◎
48	◎																	◎
49	◎																	◎
50	◎																	◎
51	◎																	◎
52	◎																	◎
53	◎																	◎
54	◎																	◎
55	◎																	◎
56	◎																	◎
57	◎																	◎
58	◎																	◎
59	◎																	◎
60	◎																	◎
61	◎																	◎
62	◎																	◎
63	◎																	◎
64	◎																	◎
65	◎																	◎
66	◎																	◎
67	◎																	◎
68	◎																	◎
69	◎																	◎
70	◎																	◎
71	◎																	◎
72	◎																	◎
73	◎																	◎
74	◎																	◎
75	◎																	◎
76	◎																	◎
77	◎																	◎
78	◎																	◎
79	◎																	◎
80	◎																	◎
81	◎																	◎
82	◎																	◎
83	◎																	◎
84	◎																	◎
85	◎																	◎
86	◎																	◎
87	◎																	◎
88	◎																	◎
89	◎																	◎
90	◎																	◎
91	◎																	◎
92	◎																	◎
93	◎																	◎
94	◎																	◎
95	◎																	◎
96	◎																	◎
97	◎																	◎
98	◎																	◎
99	◎																	◎
100	◎																	◎

前文	1 目的	2 期間	3 サービス計画画面	4 サービス内容	5 サービス申請承認	6 サービス提供記録	7 料金	8 契約終了	9 退所時援助	10 秘密保持	11 賠償責任	12 連絡義務	13 相談苦情対応	14 本契約に定める事項	15 裁判管轄	その他独自項目	
14	8章32条まであり、モデル契約書と構成・形式を著しく異にする																
15	22条からなり、モデル契約書と構成・形式を著しく異にする。																
16	なし	△「モデル本文」+「モデル1条」の内容	◎	(4条として) × サービスの目標、その達成時期、サービス提供上の留意点などに触れていない	(3条として) × モデル4条1項のみ内容、身体拘束などに触れていない。	なし	なし	(5条として) ○ 支払い手段について明記なし	(7条として) × 事業者の利用者に対する予告期間の定めなし。4項②に「被保険者を喪失したとき」との記載	(8条として) ◎	(9条として) × モデル2項に当たらない	(10条として) ◎	(11条「緊急時対応」として) ○ 「その他必要などき」との文言	(12条として) ◎	(13条として) ◎	なし	6条「料金変更条項」

17	前文	○ 「事業者」→「事業団」	1 目的	◎	2 期間	◎	3 サービス計画	△ (4条として) 文章簡略化の上、「介護支援専門員に行わせる」との文言なし	4 サービス内容	× (3条として) 2項「契約書別紙」→「重要事項説明書」モデル3項身体拘束については5条として独立	5 サービス申請補助	× (6条として) 3項で利用者の状況が変わった場合事業者が(独自に)区分変更申請等の手続きを行うと明記	6 サービス提供記録	△ (7条として) 複写費用が実費であることを明記し、「求めるときに記録を開示」の書き	7 料金	△ (8条として) 重要事項説明書に基づいて支払うことを明記。4項で「口座振込時は請求書兼領収証の発行を以て領収書発行とする」と明記。	8 契約終了	× 4項③の「利用者が在宅生活に戻った場合」と4項④「利用者に医療的看護が必要な場合」において契約終了と明記	9 退所時援助	× 「利用者」と「家族の意思」と「居宅介護事業者と密接に連携し」との文言あり	10 秘密保持	○ (12条「守秘義務条項として」) 1項、2項を分けて、ほぼ同内容	11 賠償責任	○ (13条として) 「サービス提供に伴っての文言なし。	12 連絡義務	◎ (14条「緊急時の対応として」)	13 相談苦情対応	◎ (15条として)	14 本契約に定める事項	× (16条として) モデル2項にある「信義則」条項なし	15 裁判管轄	◎ (17条として)	その他独自条項	5条「身体拘束(原則)禁止条項」、10条「入院時援助条項」、18条「代理人条項」
----	----	---------------	------	---	------	---	----------	--	----------	--	------------	--	------------	---	------	---	--------	--	---------	--	---------	------------------------------------	---------	------------------------------	---------	--------------------	-----------	------------	--------------	------------------------------	---------	------------	---------	--

18	前文	○ 「事業者」→「ホム」、 「介護老人福祉施設サービス」→「施設サービス」	1 目的	○ より簡略化	2 期間	× 「利用者」は契約終了事由がない限り施設サービスを利用できませんとのみ明記。	3 サービス計画	○ ①をより簡略化	4 サービス内容	× モデル3項にある「身体拘束に関する項目」なし	5 サービス申請援助	なし	6 サービス提供記録	なし	7 料金	× (5条として) 契約書別紙に定める自己負担を翌月末までにホムの方で支払う旨明記	8 契約終了	× (7条として) 利用者、事業者双方に対する告知期間の定めなし。4項③として「やむを得ない事情でホムを閉鎖する際契約が自動終了する旨」明記	9 退所時援助	なし	10 秘密保持	なし	11 賠償責任	× (9条として) 但書で利用者、利用者等に放意、重過失のある場合、過失相殺できる旨明記。	12 連絡義務	なし	13 相対苦情対応	なし	14 本契約に定める事項	◎	15 裁判管轄	なし	その他独自項目	6条「料金変更項」、 8条「安全配慮義務条項」→8条でやむを得ない場合の身体拘束と利用者記録の閲覧・複写について明記
----	----	--	------	---------	------	---	----------	-----------	----------	--------------------------	------------	----	------------	----	------	---	--------	--	---------	----	---------	----	---------	---	---------	----	-----------	----	--------------	---	---------	----	---------	---

19	前文	△ 利用者は「甲」、事業者は「乙」、施設を「本施設」と明記	1 目的	○ 3項立てにして詳細に表現	2 期間	△ 契約終了の申し出日数が「2週間以上前」	3 サービス画面	△ 介護支援専門員がサービス実施1ヶ月後に同計画を見直す旨明記	4 サービス内容	× 身体拘束については「7条で独立。」「契約書別紙」→「重要事項説明書」。	5 サービス申請確認	◎	6 サービス提供記録	△ (8条として) サービス記録の5年間の保存。記録コピー時1枚10円であることを明記。	7 料金	◎ (9条として)	8 契約終了	× (10条として) 施設閉鎖時に明記なし。	9 退所時援助	× (14条として) 利用者は契約終了後直ちに退所することが明記。	10 秘密保持	× (15条として) 3項で居宅介護支援業者等に利用者等の情報を事業者が提供できる旨明記。	11 賠償責任	× (16条として) 事業者に過失がない場合、利用者に対し損害賠償責任を負わない旨明記。	12 連絡義務	なし	13 相談苦情対応	△ (17条として) 重要事項説明書の苦情受付窓口に申し立てできる旨明記。	14 本契約に定める事項	× (26条として) 信義則なし	15 裁判管轄	◎ (19条として)	その他独自条項	6条「外出について」→事業者側の免責自由、7条「身体拘束等について」→事業者側の免責事由、11条「利用者の除権」、12条「事業者の解任」、13条「医療機関への入院」、18条「代理人条項」
----	----	----------------------------------	------	-------------------	------	--------------------------	----------	------------------------------------	----------	--	------------	---	------------	---	------	--------------	--------	---------------------------	---------	--------------------------------------	---------	--	---------	---	---------	----	-----------	--	--------------	---------------------	---------	---------------	---------	---

20	前文	○ 「事業者」 → 「ホーム」	1 目的	◎	2 期間	× 「利用者は契約の終了の無い限り、施設サービスを利用できません」とのみ明記	3 サービス計画	◎	4 サービス内容	× モデル3 項身体拘束に関する項なし。2項「契約書別紙」 → 「重要事項説明書」	5 サービス申請補助	なし	6 サービス提供記録	なし	7 料金	△ (5条として) 「契約書別紙」に定める自己負担分をホームの指定制で翌月25日まで払う」と明記	8 契約終了	× (7条として) 利用者はいつでも申し出ることに契約解除できる旨明記。4項◎として施設閉鎖時には契約が自動終了する旨明記	9 退所時援助	なし	10 秘密保持	なし	11 賠償責任	× (9条として) 利用者に故意・重大な過失がある場合、過失相殺の可能性があると明記。	12 連絡義務	なし	13 相対苦情対応	なし	14 本契約に定める事項	◎ (10条として)	15 裁判管轄	なし	その他独自項目	6条「利用料金変更条項」、8条「安全配慮条項」 → やむを得ない場合の身体拘束と利用者サービス記録を閲覧・複写できる旨明記。
----	----	-----------------	------	---	------	--	----------	---	----------	---	------------	----	------------	----	------	--	--------	---	---------	----	---------	----	---------	---	---------	----	-----------	----	--------------	------------	---------	----	---------	--

21	前文	◎													15 裁判 管轄	◎			その他 独自条 項	なし
	1 目的	◎																		
	2 期間	◎																		
	3 サービス 計画 画面	◎																		
	4 サービス 内容	◎																		
	5 サービス 申請 援助	◎																		
	6 サービス 提供 記録	○	2項「事 業者の 営業時 間内に 事業所 にて」																	
	7 料金	◎																		
	8 契約 終了	○	4項②で 「被保 険者資 格を喪 失した とき」契 約自動 終了の 旨明記																	
	9 退所 時援助	◎																		
	10 秘密 保持	◎																		
	11 賠償 責任	◎																		
	12 連絡 義務	◎																		
	13 相談 苦情対 応	△	2項文中 に「事業 者は足 立区高 齢者サ ービス 等苦情 解決委 員会か らの調 査や提 案、調整 等があ ったと きは、こ れを尊 重し、誠 実かつ 適切に 対応し ます」と の文言 明記																	
	14 本契 約に定 めのな い事項	◎																		

	前文	1 目的	2 期間	3 サービス計画	4 サービス内容	5 サービス申請援助	6 サービス提供記録	7 料金	8 契約終了	9 退所時援助	10 秘密保持	11 賠償責任	12 連絡義務	13 相対苦情対応	14 本契約に定めのない事項	15 裁判管轄	その他独自項目
22	◎	◎	◎	○「事業者は次の各号に定める事項を介護専門員及び生活相談員に行わせません」	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	なし
23	9章31条からなり、モデル契約書と形式・構成を著しく異にする。																

前文	◎	
1 目的	◎	
2 期間	○	1項で旧措置入所者への配慮
3 サブ計画	◎	
4 サブ内容	△	3項身体拘束条項で具例の列挙なし
5 サブ申請認助	◎	
6 サブ提供記録	△	2項で閲覧・複写可能時間なし。3項で複写の実費負担明記。
7 料金	◎	
8 契約終了	○	(8条「契約の解除」、9条「契約の終了」をあわせて、モデル8条とほぼ同内容)
9 退所時援助	◎	(10条として)
10 秘密保持	◎	(11条として)
11 賠償責任	△	(12条として) 2項に利用者側の損害賠償責任明記
12 連絡義務	◎	(13条として)
13 相対苦情対応	◎	(14条として)
14 本契約に定める事項	◎	(15条として)
15 裁判管轄	なし	
その他独自項目	なし	

25	◎	前文	◎	1 目的 △ 「利用者が能力に応じて自立生活が営めるよう」との文言挿入	2 期間 ◎	3 サービス計画 ○ サービス計画の作成変更については2項として独立	4 サービス内容 △ 4項として利用者の健康管理を明記。5項で身体拘束にしているものの具体例の列挙なし	5 サービス申請補助 △ 2項に「その他必要な場合は」の文言挿入。	6 サービス提供記録 △ 3項でサービス事業所で閲覧可能であることを明記するも、時間に関する文言なし	7 料金 ○ モデル7条とほぼ同内容	8 契約終了 △ (12条として) 6項で契約終了後も「受けたサービス」があればかかる料金を支払うことを明記	9 退所時援助 ○ (13条として) 「保健医療サービス及び福祉サービス」の連携による「文」言挿入	10 秘密保持 × (20条として) 2項で同意があれば利用者情報を事業は利用できると明記。3項で緊急医療時、医療機関に利用者情報を提供できる旨明記	11 賠償責任 △ (21条として) 2項で過失相殺を明記。	12 連絡義務 △ (15条「緊急時対応」として) 2項で事業者が必要に応じて入院の手続きができる旨明記。	13 相談対応 ◎ (22条として)	14 本契約に定める事項 ◎ (24条「信義誠実の原則として」)	15 裁判管轄 なし	その他独自項目 8条「料金変更」、9条「利用者の注意」、10条「利用者の回復義務」、11条「サービス中止」、14条「貴重品引取」、16条「入院中のベッド取扱」、17条「災害対応」、18条「関係機関との連携」、19条「衛生管理」、23条「旧措置入所者に対する配慮規定」
----	---	----	---	--	-----------	---------------------------------------	--	--------------------------------------	---	-----------------------	---	--	---	-----------------------------------	--	-----------------------	-------------------------------------	---------------	--

前文	◎	
1 目的	◎	
2 期間	◎	
3 サービス計画	◎	
4 サービス内容	○	3項:身体拘束はやむを得ない場合を除いて行わず、行った場合か敬意観察等をする。
5 サービス申請記録	◎	
6 サービス提供記録	◎	
7 料金	△	振り込み手数料が入居者負担であることを明記
8 契約終了	◎	
9 退所時援助	◎	
10 秘密保持	◎	
11 賠償責任	△	2項:利用者の原状回復義務 3項:2項の損害賠償の発生時に入居者の収入等を斟酌し減額することもある。
12 連絡義務	◎	
13 相対苦情対応	◎	
14 本契約に定める事項	◎	
15 裁判管轄	◎	
その他独自条項		16条(週及対応)→条項旧措置入居者への配慮条項

前文	1 目的	2 期間	3 サービス計画画面	4 サービス内容	5 サービス申請承認	6 サービス提供記録	7 料金	8 契約終了	9 退所時援助	10 秘密保持	11 賠償責任	12 連絡義務	13 相手苦情対応	14 本契約に定めのない事項	15 裁判管轄	その他独自条項
29	契約書なし。重要事項説明書だけの返送事業者。															
30	○ 「介護老人福祉サービス」→「介護・福祉サービス」、「事業者」→「施設」	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ (12条として)	◎ (13条として)	◎ (14条として)	○ (15条として) 「利用者の相談苦情などに対し速やかに対応するよう努める」との文言。	◎ (16条として)	◎ (17条として)	10条「金銭管理委託条項」、11条「遺留品・退所時金品引渡条項」

33	前文	◎	1 目的	◎	2 期間	◎	3 サー ビス計 画	×	主語が ない。利 用者へ の説明 に関する 文言も ない。	4 サー ビス内 容	×	身体構 成に關 する条 項なし。	5 サー ビス申 請援助	◎	6 サー ビス提 供記録	×	モデル2 項、3項 がその ままた まな い。	7 料金	◎	8 契約 終了	○	3 項： 「30日 間の経 過をも つて」と の表現	9 退所 時援助	△	「身元 引受人 希望」と の文言。	10 秘密 保持	×	2項がモ デル2 項と正 反対の 内容 （「事業 等は時 退所時 の居宅 介護計 画作成 のため に、利用 者等の 情報を 用いる ことが できる 」）。	11 賠償 責任	△(×)	2項で利 用者が 事業者 に損害 を与え た場合 の、事業 者の賠 償請求 権を規 定	12 連絡 義務	◎	13 相談 苦情対 応	△	「身元 引受人 の文言。	14 本契 約に定 めいな い事項	◎	15 裁判 管轄	◎	その他 独自条 項	16 身元 引受人 条項） →「利用 者は入 院時・死 亡時の 対応の ために 身元引 受人を2 名立て る」、「身 元引受 人に交 代する 場合は、 利用者 側で責 任を持 つて行 い、事 業者は その旨 連絡す る」。
----	----	---	------	---	------	---	------------------	---	---	------------------	---	---------------------------	--------------------	---	--------------------	---	--	------	---	------------	---	---	-------------	---	----------------------------	-------------	---	---	-------------	------	---	-------------	---	-------------------	---	--------------------	----------------------------	---	-------------	---	-----------------	--

Ⅱ. 研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
本 澤 巳代子	ドイツの介護保 険制度と日本	埋橋孝文	比較のなか の福祉国家	ミネルヴ ァ書房	京都	2003年	239- 265
本 澤 巳代子	ドイツの介護保 険制度と利用者 の法的保護	東京都高 齢者研究 福祉振興 財団	介護保険転 換期	東京都高 齢者研究 福祉振興 財団	東京	2005年	1-12
新井 誠	成年後見制度と 能力判定	新井 誠 西山 詮	成年後見と 意思能力	日本評論 社	東京	2002年	24-46
新井 誠	成年後見制法と 信託法	新井 誠	成年後見法 と信託法	有斐閣	東京	2005年	250

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
本澤 巳代子	利用者主体のケアを実現するための契約	老年社会科学	第24巻第1号	17-22	2002年
本澤 巳代子	訪問介護契約と利用者の権利擁護	週間社会保障	第2256号	22-25	2003年
本澤 巳代子	社会福祉と契約「総論」	社会保障法	第19号	95-98	2004年
堀 勝洋	介護保険料と高齢者の負担能力	月刊介護保険	第78号	54-55	2002年
新井 誠	成年後見制度の理念と実際	法学セミナー	第575号	42-44	2002年
新井 誠	権利擁護システムとしての成年後見制度の展望	日本痴呆ケア学会誌	第2巻第2号	182-188	2003年
新井 誠	信託法と後見法の交錯	ジュリスト	第1253号	170-177	2003年
新井 誠	成年後見法施行後三年間の実態から学ぶもの	自由と正義	第54巻第11号	60-70	2004年
新井 誠	成年後見制度の問題状況	家族<社会と法>	第20号	24-30	2004年
秋元 美世	福祉契約の特質と課題をめぐって	週間社会保障	第2214号	20-23	2002年
秋元 美世	福祉契約の法的関係と公的責任	社会保障法	第19号	136-150	2004年
菊池 馨実	夕食中の誤嚥による死亡事故	賃金と社会保障	第1330号	61-65	2002年
小西 知世	福祉契約の法的関係と医療契約	社会保障法	第19号	99-109	2004年